

事業名	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	レビュー番号	2023-厚労-22-0466	担当部局・課室	労働基準局監督課
-----	--	--------	-----------------	---------	----------

現状分析	課題	事業概要 【 ☐ 新規 ☒ 既存 ☐ モデル ☐ 大幅見直し】
時間外労働の上限規制等を定めた改正労働基準法が平成31年4月より施行された。「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和6年8月2日閣議決定)において、週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和10年までに5%以下とすることが目標されているところ、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は緩やかな減少傾向(令和4年は8.9%、令和5年8.4%(令和6年版過労死等防止対策白書参照))を示しており、引き続き、令和10年までの目標達成に向けた取組を推進する必要がある。	時間外労働の上限規制等を定めた改正労働基準法の定着を図る必要がある。また、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図るためには、直接行政機関による指導において法違反を是正させる取組を行うだけでなく、年間を通じて、インターネット、リーフレット、ポスター等、多様な媒体を活用し、国民一人ひとりが自身にも関わることで過労死等及びその防止に対する関心と理解を深めるよう、広く周知・啓発を行うことにより、長時間労働・過重労働を解消・抑制し、労働者の健康障害防止を図っていく必要がある。	改正労基法の履行確保のための事業場及び労働者等に対する周知のため、企業の労務管理者等を対象としたセミナーの実施や、夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置、大学等での法令等の周知啓発の実施を行う。

